

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>【公募要領】
「第3版」から「第4版」(2020年4月27日)への新旧対照表
(主な変更箇所について記載しております)

2020年4月27日
 日本商工会議所

該当ページ (「第2版」のページ数)	旧(第3版)	新(第4版:2020年4月27日公表)
表紙・右上	第3版:2020年4月15日	第4版:2020年4月27日
P2 (注7) ※注7を新(第4版)の内容に変更して旧(第3版)の注7は注8に(以降、注が一つ後にずれる)		(注7)法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主については、補助上限が100万円に引き上がります。
P9 4行目、15行目、25行目	—	(□「法人設立が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主」に該当)
同・35行目	*「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者」に該当する事業者は、それぞれの欄の右上の□に、 <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)を入れてください。	*「法人設立が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主」に該当、「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者」に該当する事業者は、それぞれの欄の右上の□に、 <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)を入れてください。

P15 ※2つめ	※(2)の上限は50万円。ただし「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者」の場合は、上限100万円。	※(2)の上限は50万円。ただし「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者」および法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主の場合は、上限100万円。
同・3つ目の※	—	□法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主(申請時に「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」、または「開業届」の添付が必須です。)
P21 8つ目の※②	②複数の小規模事業者等による共同実施の中で、「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者」に該当する小規模事業者がいる場合：50万円×「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者」でない小規模事業者等の数+100万円×「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者」に該当する小規模事業者の数(最高500万円)	②複数の小規模事業者等による共同実施の中で、(1)「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者」に該当する小規模事業者、(2)法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主がいる場合：50万円×「上記(1)および(2)」でない小規模事業者等の数+100万円×「上記(1)および(2)」に該当する小規模事業者の数(最高500万円)
P22・1つ目の※	—	□法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する

		開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主に該当（申請時に「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」、または「開業届」の添付が必須です。）
P43 5. 補助率等（1） 表の補助上限額※ただし以下	<p>（1）「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者（*1）については、補助上限額が100万円となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150万円以上の補助対象となる事業費に対し、100万円補助します。 ・150万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。 	<p>（1）①「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者（*1）、②法人設立日が2020年1月1日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主については、補助上限額が100万円となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150万円以上の補助対象となる事業費に対し、100万円補助します。 ・150万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。
P47 1行目	—	<p><法人設立日が2020年1月1日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主></p> <p>上記の者が補助上限額の引き上げを希望する場合は、「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」、または「開業届」の提出が必須となります。</p>
P67 表内最下段に 一列追加	—	<p><法人設立日が2020年1月1日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2</p>

		020年1月1日以降である個人事業主として補助上限額の引き上げを希望する事業者の場合
--	--	--